

令和 7 年 度

業務設計書（公示用）

業務名： 北2条線ほか30線FWD調査業務

令和 7 年 9 月 単価適用

建設局 土木部 業務課 計画係

()	業務名	北2条線ほか30線FWD調査業務
-----	-----	------------------

1. 積算金額

区 分		設計金額 (円)
業 務 委 託 費		
内 訳	業 務 価 格	
	消費税相当額	

業務説明書

1. 概要
FWD測定：一式、FWD解析：一式
2. 場所
札幌市中央区北2条東7丁目ほか
3. 期間
契約書に示す着手の日から令和 8年 3月19日までとする。
4. 図面
別添のとおり
5. 仕様書
舗装調査・試験法便覧、FWDおよび小型FWD運用の手引き、舗装性能評価法、その他関連図書及び特記仕様書
6. 特記仕様書
別添のとおり。

北 2 条線ほか 30 線 FWD 調査業務 特記仕様書

1. 業務の目的

本業務は、FWD により舗装表面のたわみ量を測定、現状の舗装構造評価を行い、補修箇所の抽出、補修工法の立案を目的とする。

なお、対象路線及び調査延長は別紙のとおりとする。

2. 担当技術者及び資格要件

担当技術者とは、業務を担当する者のうち、受託者に所属しかつ受託者が定めた者をいい、屋外における業務に際しては、使用人等（協力者又はその代理人若しくはその使用人、その他これに準ずるものを含む。）に適宜、安全対策、環境対策、衛生管理、地元関係者に対する対応等の指導及び協力を行うとともに、業務が適正に遂行されるように、管理及び監督しなければならない。

また、担当技術者は下記の条件を満たすものを条件とし、業務着手時に、資格保有者であることを証明できる書類の写しを提出すること。

- 技術士（別表 1）
- RCCM（別表 2）
- 舗装診断士〔(一社)日本道路建設業協会〕
- 建設コンサルタント等業務について（大卒 13 年、短大・高専卒 15 年、高卒 17 年以上）
実務経験を有する者

別表 1

技術士	建設、総合技術管理－建設	(科目問わず)
	上下水道、総合技術管理－上下水道	上下水道及び工業用水道、下水道
	農業、総合技術管理－農業	農業土木
	森林、総合技術管理－森林	森林土木
	水産、総合技術管理－水産	水産土木
	応用理学、総合技術管理－応用理学	地質

別表 2

RCCM		
河川、砂防及び海岸・海洋	港湾及び空港	電力土木
道路	鉄道	上水道及び工業用水道
下水道	農業土木	森林土木
造園	都市計画及び地方計画	地質
土質及び基礎	鋼構造及びコンクリート	トンネル
施工計画、施工設備及び積算	建設環境	水産土木

3. 着手及び完了

3. 1 着手

本業務の着手日は、令和7年10月31日（金）を想定している。

受託者は、本業務を実施するにあたり、次の書類を提出するものとする。

- ・着手届
- ・業務日程表
- ・担当技術者等指定通知書

3. 2 完了

本業務の完了日は、令和8年3月19日（木）までとする。

受託者は、本業務の完了後、速やかに完了届を提出するものとする。

4. 業務内容

4. 1 計画準備

(1) 業務計画書の作成

調査方法、使用する測定機器、工程表、安全管理などの事項を記載した業務計画書の作成を行うこと。

(2) 現地踏査

調査に先立ち路面画像撮影車を用いて現地踏査を行い、路面状況及び沿道環境を確認すること。

(3) 資料収集

調査に関連する資料を収集すること。なお、道路台帳図及び道路定規図は、委託者より貸与する。

4. 2 調査

(1) FWD 測定機器

FWD 調査は下図のような車載式を用いて行うこととし、荷重発生装置は 49kN の荷重を載荷することが可能なもの、たわみセンサーは載荷点直下のたわみ量を D_0 として載荷中心から 200cm 離れた点 D_{2000} まで計 10 点のセンサーを装備しているものを標準とする。

なお、国立研究開発法人土木研究所が実施する舗装たわみ測定装置（FWD）検定に合格した車両を用いること。

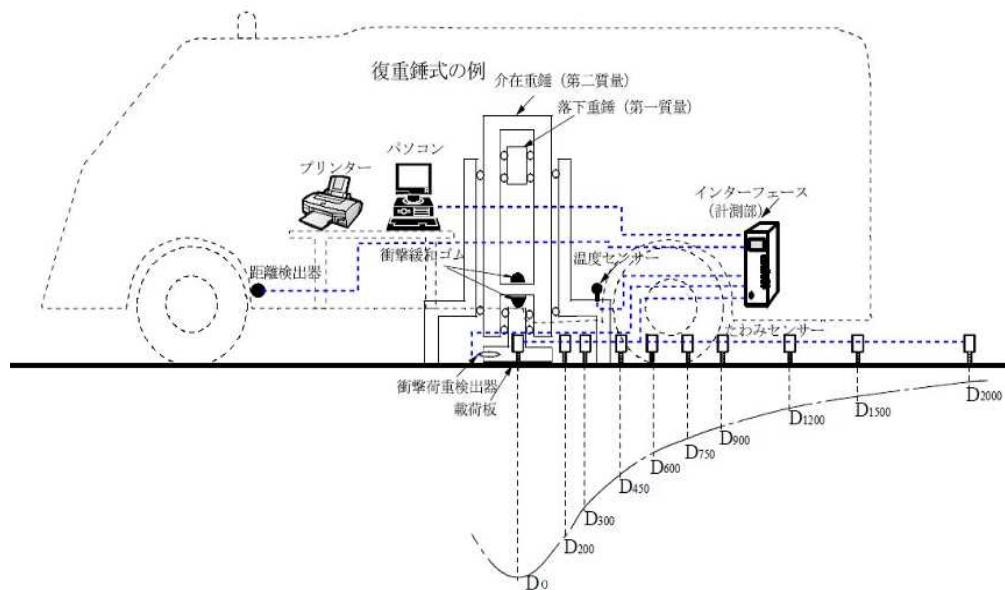


図 FWD（車載式）の外観と主な測定機器の例

なお、これによりがたい場合は、担当職員と協議すること。

（２）FWD 測定方法

たわみ量を測定する際の荷重は 49kN を標準とし、一測点で 4 回測定し、2 回目～4 回目の荷重と載荷点直下の最大たわみ量を記録する。また、たわみ量の測定と同時に舗装温度も測定して記録する。

なお、測定間隔は 1 路線当たり 20m 毎を標準とするが、これによりがたい場合は、間隔及び測点数について担当職員と協議すること。

4. 3 結果の整理

（１）測定値の補正

各測点の載荷荷重及びたわみ量は、測定した 2 回目～4 回目の値の平均値とする。

また、49kN を基準とする荷重補正及び 20℃を基準とする温度補正を行う。

（２）解析及び評価

たわみ量及び道路台帳図による既設舗装構成、既往資料から舗装全体の支持力、路床の推定 CBR、残存 T_A 、不足 T_A 、アスファルト混合物層の弾性係数などを求め、現状の舗装構造の評価と補修規模の選定を行う。

4. 4 補修工法の検討

解析及び評価の結果から最も合理的かつ効果的な補修工法及び補修範囲の選定を行う。

補修工法については、現況舗装高を変更しない工法を提案すること。ただし、詳細については事前に担当職員と協議すること。

4. 5 打合せ

本業務における打合せは、業務着手時、中間打合せ（1回）、成果物納入時とし、業務着手時及び成果物納入時には、担当技術者が立ち会うものとする。

- ・業務着手時：業務計画書等をもとに、調査方法、内容等の打合せを行うとともに、必要な資料等の貸与を行う。
- ・中間打合せ：現地での調査終了時において、1回行うことを標準とする。
- ・成果品納入時：成果物のとりまとめが完了した時点で実施する。

5. 提出成果品

（1）報告書（A4版製本）：2部

- ・業務概要
- ・業務報告書
- ・その他担当職員の指示による

（2）電子媒体：2部

6. 諸法令の遵守について

受託者は、本業務に関する事項及び作業上知り得た一切の事項について、これを外部に漏洩してはならない。また、この契約による業務を処理するに当たり、個人情報を取り扱う際には、別添「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

7. 環境への配慮

- ・本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。
- ・両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。
- ・自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。
- ・業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

8. その他

- ・調査を実施するにあたっては、担当職員及び関係機関と十分に協議し実施すること。
- ・調査時に道路を規制する際は、交通誘導警備員を1名以上配置し、十分な交通安全対策を講じること。また、本調査に起因する事故が発生した場合は、速やかに担当職員に報告するとともに受託者の責任において措置すること。
- ・本業務における調査結果及び成果品について、本市の同意なくして使用してはならない。
- ・本業務に疑義が生じた場合は、担当職員と協議すること。

【別添】

個人情報の取扱いに関する特記事項

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受注者(受託者)は、本工事(業務)を施工(履行)するに当たって個人情報を取扱うこととなった場合は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、
「札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受注者(受託者)は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受注者(受託者)は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

4 受注者(受託者)は、従業者を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受注者(受託者)は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、書面により発注者(委託者)に報告しなければならない。

2 受注者(受託者)は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により発注者(委託者)に申請し、その承認を得なければならない。

3 受注者(受託者)は、発注者(委託者)が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所から持ち出してはならない。

(守秘義務)

第5条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の施工（履行）に伴い直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受注者（受託者）は、その使用する者がこの契約に係る事務を処理するに当たって知り得た個人情報を他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(下請契約（再委託）)

第6条 受注者（受託者）が、本工事（業務）のうち、個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）をする場合には、あらかじめ発注者（委託者）に書面により申請し、発注者（委託者）から承諾を得なければならない。

2 受注者（受託者）は、前項の申請をする場合には、発注者（委託者）に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 下請契約（再委託）先の名称

(2) 下請契約（再委託）する理由

(3) 下請契約（再委託）して処理する内容

(4) 下請契約（再委託）先において取り扱う情報

(5) 下請契約（再委託）先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法

3 発注者（委託者）が第1項の規定による申請に承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者（委託者）に対して下請契約（再委託）先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 発注者（委託者）が第1項及び第2項の規定により、受注者（受託者）に対して個人情報の取扱いに係る下請契約（再委託）を承諾した場合には、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先との契約において、下請契約（再委託）先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。

5 前項に規定する場合において、受注者（受託者）は、下請契約（再委託）先の履行状況を管理・監督するとともに、発注者（委託者）の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第7条 受注者（受託者）は、本工事（業務）を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第8条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

(1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化すること。

- (2) 組織体制の整備、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第9条 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報について、本工事（業務）以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第10条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）と受注者（受託者）との間の個人情報を含む書類等の受渡しを行う場合には、発注者（委託者）が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第11条 受注者（受託者）は、本工事（業務）の終了時に、本工事（業務）において利用する個人情報について、発注者（委託者）の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、本工事（業務）において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により発注者（委託者）に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受注者（受託者）は、個人情報の消去又は廃棄に際し発注者（委託者）から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受注者（受託者）は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受注者（受託者）は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、発注者（委託者）に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第12条 受注者（受託者）は、発注者（委託者）から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第13条 発注者（委託者）は、本工事（業務）に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者（受託者）及び下請負人（再委託者）に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 発注者（委託者）は、前項の目的を達するため、受注者（受託者）に対して必要な情報を求め、又は本工事（業務）の処理に関して必要な指示をすることができる。

（事故時の対応）

第14条 受注者（受託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者（委託者）に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者（委託者）の指示に従わなければならない。

- 2 受注者（受託者）は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者（委託者）その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者（委託者）は、本工事（業務）に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

（契約解除）

第15条 発注者（委託者）は、受注者（受託者）が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する工事（業務）の全部又は一部を解除することができる。

- 2 受注者（受託者）は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、発注者（委託者）に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

（損害賠償）

第16条 受注者（受託者）の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことによって発注者（委託者）に対する損害が発生させた場合は、受注者（受託者）は、発注者（委託者）に対して、その損害を賠償しなければならない。

【様式 1-1】

個人情報の取扱いに係る安全管理措置実施申出書

(工事・当初から個人情報の取扱いを委託しない設計等・道路維持除雪用)

令和 年 月 日

(会社名等)

(代表者氏名)

工事等名称:

個人情報取扱事務について下記のとおり安全管理措置を実施することを申し出ます。

記

1 個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順の策定

貴社の策定した個人情報の取扱いに関する基本方針、規程及び取扱手順等をご記入ください。併せて、当該規程をご提出ください。

基本方針、規程及び取扱手順等を策定していない場合は、下記の記載欄に「契約書の特記事項を遵守する」旨の宣誓をしてください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 個人情報の取扱いに関する基本方針等を提出
☐ 契約書の特記事項を遵守することを宣誓します

2 個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者の設置

個人情報の取扱いに関する総括保護管理者及び保護管理者を記入してください。上記1により提出した基本方針等に記載がある場合は不要です。なお、付箋等で該当箇所をご教示願います。

.....
(総括保護管理者)

.....
(保護管理者)

.....
☐ 基本方針等に記載がある (該当する場合は□欄にチェック)

3 従業者の指定及び監督

(1) 当該案件に従事する従業者を記載してください。※該当する□欄にチェック

☐ 従事者名簿

所 属	役 職	氏 名	秘密保持誓約
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した
			☐ 誓約書を徴した

※上記名簿が足りない場合は、同様の様式で別途作成し提出してください。

※下記3(2)において個人情報秘密保持誓約した場合は、秘密保持誓約欄の□欄にチェックしてください。

(2) 従業員の秘密保持に関する事項が明記されている書類をご提出ください。該当する書類がない場合は、本案件に該当する各従業員から、当該案件において知り得た個人情報についてその秘密を保持する旨の誓約書を徴し、上記 3 (1) 従事者名簿に徴したことを記載してください。下記に当てはまるものの□欄にチェックをしてください。

- ☐ 秘密保持に関する事項が明記されている書類を提出
- ☐ 従事者名簿にて誓約書を徴したことを記載

4 管理区域の設定及び安全管理措置の実施

設定した管理区域の名称（事務所名等）についてご記入ください。また、当該区域の施錠装置の有無について、当てはまるものの□欄にチェックをしてください。施錠装置が無い場合は、代替となる安全管理措置についてその他欄にご記入ください。

・管理区域の名称.....

施錠装置 ☐ 有り ☐ 無し

その他（ ）

5 セキュリティ強化のための管理策

文書・電子媒体等について、その管理策で当てはまるものの□欄にチェックをしてください。その他の策を実施している場合は、具体的な策をご記入ください。

- ☐ 取り扱うことができる従業員を定めている。
- ☐ セキュリティ対策ソフトウェア等を導入している。
- ☐ 施錠できる耐火金庫等に保管している。
- ☐ 電子データを保存する時は、暗号化又はパスワードを設定している。
- ☐ その他

※具体的な策を以下にご記入ください。

.....

6 事件・事故における報告連絡体制

当該業務に関して、個人情報の漏洩、滅失又は毀損等の事件や事故が発生した場合の本市への連絡を行う責任者の氏名を記入してください。連絡責任者は、総括保護管理者又は保護管理者と同一の者でも構いません。

.....(連絡責任者).....

7 情報資産を持ち運ぶ際の保護体制

情報資産を持ち運ぶ際の保護体制についてご記入ください。貴社の保護体制が各項目の内容に合致している場合は、□欄にチェックをしてください。なお、その他の対策を実施している場合は、対策をご記入ください。

- ☐ 情報資産を持ち運ぶ場合は、施錠した搬送容器等を使用している。
- ☐ 複数人で持ち運ぶこととしている。
- ☐ その他の盗難及び紛失対策を実施している。

※対策を以下にご記入ください。

.....

No.	(認定番号) 路 線 名		(認定番号) 施 行 起		(認定番号) 施 行 終 点		延 長 (m)	幅 員 (m)	路 線 概 要											備 考			
										路面状況			周辺環境				整備 要望	周辺 道路					
1	3	北2条線	9900	主要市道真駒 内篠路線	163	苗穂駅前通線	990.00	17.87～ 20.00	○道路台帳から 表層4cm、基層5cm、As処理6cm、上層路盤65cm、凍 上抑制層30cm ○施工履歴 建)工事課 S46道路改良工事(東12丁目線～苗穂駅前通間) S47舗装新設工事(東12丁目線～苗穂駅前通間) 中)維持管理課 S50歩道舗装工事(東12丁目線以西) S54舗装路面改良工事(主要市道真駒内篠路線～東 11丁目線間) S55舗装路面改良工事(中央東10丁目～東12丁目線 間) 建)工事課 H19道路改良工事(東12丁目線～苗穂駅前通間) H29 車道舗装補修工事(主要市道真駒内篠路線～東 12丁目線間) 建)	凍 上 ひ び 割 れ				住 宅 密 集 地									中央区
2	128	西28丁目線	9902	主要市道南19 条宮の沢線	124	主要道道宮の 沢北一条線	800.00	20.50	○道路台帳から 表層4cm、基層5cm、AS処理6cm、AS処理 6cm、下層路盤70cm ○施工履歴 建)工事課 S44西28丁目線(北1～北5間)道路改良工事 建)工事課 H20国庫補助事業 西28丁目線(道道西野 白石線～西警察署通線間)ほか1線歩道バリアフリー 工事 H20国庫補助事業 西28丁目線(西警察署通線～ 道道宮の沢北一条線間)ほか2線歩道バリアフリー工 事 建)工事課 H23社会資本整備総合交付金事業 道道西野白石線 (道道宮の沢北一条線～西28丁目線間) ほか2線歩道バリアフリー工事	凍 上 ひ び 割 れ	パ ッ チ ン グ 多 数		住 宅 密 集 地										中央区

3	420	盤溪円山線	82	主要道道西野真駒内清田線		中央区盤溪213番7地先	440.00	7～10.5	○道路台帳から 表層4cm、基層5cm、AS処理6cm下層路盤65cm ○施工履歴 建)工事課 S46市道円山盤溪線(道々西野真駒内停線～盤溪峠間)道路改良工事 中))維持管理課 盤溪円山線(盤溪円山支線～盤溪242番地先間)道路改良工事	凍上ひび割れ	パッチング多数										中央区
4	9901	旭山公園米里線	9902	南19条宮の沢線	135	旭ヶ丘線	150.00	18.00	○道路台帳から 表層4cm,基層5cm,As処理6cm 上層路盤65cm,凍上抑制層30cm ○施工履歴 建)工事課 S43 1. 3. 9 南9条通街路事業 中)維持管理課 S57 主要市道 旭山公園米里線(道々札幌環状線～主要市道南19条宮の沢線間)舗装路面改良工事				住宅密集地							過年度整備路線近接	中央区
5	156	界川線	89	札幌環状線	665	旭丘高校線	330.00	14.54	○道路台帳から 表層4cm,基層5cm,As処理6cm 上層路盤65cm,凍上抑制層30cm ○施工履歴 建)工事一課 S49 国庫補助事業 界川線舗装新設工事 建)工事一課 H4 界川線(旭山公園地先)道路整備工事 中)維持管理課 H16 界川線(道道札幌環状線～旭山公園通線)舗装補修工事	凍上ひび割れ			住宅密集地							過年度整備路線近接	中央区
6	260	旭山公園通線	156	界川線	625	界川3丁目3号線	250.00	11.90～15.12	○道路台帳から 表層4cm,基層5cm,As処理6cm 上層路盤65cm,凍上抑制層30cm ○施工履歴 中)維持管理課 S56 旭山公園通線(界川線以西160M)舗装新設工事 中)維持管理課 S57 旭山公園通線(公園入口以東)舗装新設工事 建)道路課 H5 旭山公園通線(界川線～旭山公園間)道路整備工事 中)維持管理課 H16 旭山公園通線(界川線～界川3丁目地先)道路維持作業業務工事	凍上ひび割れ			住宅密集地								中央区

7	9513	東2丁目線	9539	北16条線		国道274号	2,400.00	14.54	○道路台帳 表層3cm、上層5cm、下層67cm	パッチング多数			住宅密集地					その他		東区
8	9512	東3丁目線	9533	北15条線	300615	北49条西線	4,400.00	14.54	○道路台帳 表層3cm上層5cm、下層72cm	パッチング多数	凍上ひび割れ		住宅密集地					その他		東区
9	300946	苗穂通線	89	札幌環状線		国道274号	1,734.00	16.00	○道路台帳 表層5cm,路盤60cm ○施工履歴 東)維持管理課 R6 苗穂通線(北24条線～国道274号間)舗装路面改良工事	凍上ひび割れ			住宅密集地	幹線道路抜道				その他		東区
10	72	8線幹道線	68	13号幹道線	9904	厚別通北郷線	1,100.00	7.50～10.78	○道路台帳 表層4cm,基層5cm,As処理6cm 下層路盤65cm ○施工履歴 H8 地方特定道路整備事業8線幹道線(12号幹道線～川北2条3丁目9号線間)道路改良工事 H23 8線幹道線(川北2条3丁目9号線～厚別東北郷線間)舗装路面改良工事											白石区
11	2147	小野幌77号線	864	大麻東雁来線	54	官林北線	104.00	12.00	○道路台帳から 表層5cm、下層路盤40cm、凍上抑制層30cm ○施工履歴 不明	凍上ひび割れ			住宅密集地	公園近接				町内会要望		厚別区
12	2863	小野幌163号線	2900	小野幌164号線	9904	厚別東北郷線	202.00	8.00	○道路台帳から 表層5cm、下層路盤40cm ○施工履歴 不明	凍上ひび割れ			住宅密集地					その他		厚別区

13	2664	厚別中央1条7丁目4号線	841	下野幌甲横線	2271	厚別中央1条7丁目3号線	165.00	10.00	○道路台帳から 表層5cm,下層路盤40cm,凍上抑制層35cm ○施工履歴 s62年新設	凍上ひび割れ			住宅密集地					過年度整備路線近接	厚別区
14	2346	小野幌148号線	1451	百年記念公園通線	2104	小野幌58号線	171.00	8.00	○道路台帳から 表層3cm、上層路盤5cm、下層路盤35cm、凍上抑制層32cm ○施工履歴 不明	凍上ひび割れ			住宅密集地				住民路面苦情		厚別区
15	2245	福住1条7丁目2号線	1392	福住1条7丁目4号線	1397	福住1条7丁目5号線	138.00	12.00	車道幅員7.00m ○道路台帳or竣工図から 表層3cm,As処理5cm 下層路盤35cm,凍上抑制層32cm ○施工履歴なし	凹凸路面排水困難	凍上ひび割れ		住宅密集地	幹線道路抜道			住民路面苦情	周辺道路整備済	豊平区
16	843	平岸4条1号線	89	札幌環状線	453	西野白石線	350.00	9.90～10.97	○車道(6.50～7.04)のみ ○道路台帳or竣工図から 表層3cm,As処理5cm 上層路盤35cm,凍上抑制層32cm ○施工履歴 建)街路工事担当課 S59 平岸4条1号線(道々札幌環状～道々西野白石線間) 舗装新設工事	凍上ひび割れ	パッチング多数	波打路面	地下鉄近接	幹線道路抜道			住民路面苦情	その他	豊平区
17	842	平岸3条3号線	89	札幌環状線	453	西野白石線	350.00	10.00	○車道(7.00)のみ ○道路台帳or竣工図から 表層3cm,As処理5cm 上層路盤35cm,凍上抑制層32cm ○施工履歴 豊)維持管理課 S59 平岸3条3号線(道々札幌環状～道々西野白石線間) 舗装新設工事	凍上ひび割れ	パッチング多数		地下鉄近接	幹線道路抜道			住民路面苦情	その他	豊平区

18	1247	東月寒60号線	1699	東月寒93号線	9620	北野通線	207.00	8.52	車道幅員5.00m ○道路台帳or竣工図から 表層3cm,As処理5cm 下層路盤40cm ○施工履歴 豊)維持管理課 H2 東月寒60号線(国道36号～北野通線間)道路整備 工事	凹凸路面排水困難	パッチング多数		住宅密集地	幹線道路抜道				住民路面苦情		周辺道路整備済		豊平区
19	12	北野里塚線	341	道道真駒内御 料札幌線	445	北野八望台2号 線	86.55	7.16～ 7.20	○竣工図から 表層3cm,上層路盤5cm 下層路盤40cm ○施工履歴 豊)維持管理課 H4 生活道路整備事業業務委託北野里塚線(北野3・4 条5丁目線～道々真駒内御料札幌線間)	凹凸路面排水困難			複合商業施設近接				住民路面苦情		周辺道路整備済		清田区	
20	2	里塚2号線	12	北野里塚線		平岡4条7丁目 446番2地先	200.00	4.545～ 15.08	○道路台帳図から 表層5cm 下層路盤40cm ○施工履歴 豊)維持管理課 S63 里塚2号線(北野里塚旧道線～北野里塚線間)道 路改良工事	凹凸路面排水困難			幹線道路抜道				その他		周辺道路整備済		清田区	
21	2643	里塚169号線	2636	里塚162号線	2646	里塚172号線	167.00	10.00	○道路台帳図から 表層5cm 下層路盤40cm ○施工履歴 無し	凹凸路面排水困難			住宅密集地				その他		周辺道路整備済		清田区	
22	1821	藤野川南線		国道230号	1756	藤野川右岸通 線	600.00	12.00 ～ 45.00	○道路台帳から 表層5cm、下層40cm ○施工履歴 H1 宅地開発	凍上ひび割れ			住宅密集地	幹線道路抜道							南区	
23	17	石山59号線	361	石山5号線	1856	石山67号線	380.00	12.00	○道路台帳より 表層5cm、下層40cm、凍抑15cm ○施工履歴 H1 宅地開発	凍上ひび割れ			住宅密集地								南区	

24	2093	簾舞75号線	1386	簾舞23号線		簾舞5条2丁目 325-1	170.00	12.00	○道路台帳より 表層5cm、下層25cm ○施工履歴 H5 宅地開発	凍上ひび割れ			住宅密集地								南区
25	979	澄川4条7丁目 1号線	9566	平岸澄川線	983	澄川4条7丁目 5号線	270.00	8.00	○道路台帳および竣工図から 表層3cm,As処理5cm,路盤40cm ○施工履歴 南)維持管理課 H3 生活道路整備事業業務委託 澄川4条7丁目1号 線(澄川4条7丁目3号線～澄川4条7丁目5号線間)												南区
26	3190	新川支線	277	道道琴似停車場 新琴似線		八軒10条西2丁 目170-2地先	140.00	16.75	○道路台帳or竣工図から 表層4cm,基層5cm,基層5cm,As処理6cm,As処理6cm 下層路盤55cm,砂置換工95cm ○施工履歴 建)工事課 H30 新川支線(八軒第8号線～道道琴似停車場新琴似 線間)舗装路面改良工事	凍上ひび割れ	パッチング多数	雪堆積場運搬路									西区
27	3007	西野11・12条8 丁目線	7	広島線	79	広島三号線	350.00	15.25	○道路台帳or竣工図から 表層4cm,,As処理5cm,下層路盤35cm,凍上抑制層 32cm ○施工履歴 西)維持管理課 R05 指示書OL H21 広島線(西野10条8丁目線～西野11・12条8丁 目線間)ほか1線舗装路面改良工事	凍上ひび割れ	パッチング多数	雪堆積場運搬路	幹線道路抜道					住民路面苦情			西区
28	3076	前田117号線		手稲区前田1条 6丁目1-14地先	3093	稲積中央通	260.00	8.00	○表層3cm,As安定処理5cm 下層路盤35cm,凍上抑制層32cm	凍上ひび割れ	波打路面	凹凸路面排水困難	住宅密集地	幹線道路抜道	公園近接			その他	過年度整備路線近接		手稲区

29	3027	稲積121号線	221	稲積10号線	452	一般道道下手 稲札幌線	370.00	10.91	○表層3cm,As安定処理5cm 下層路盤25cm,凍上抑制層35cm ○施工履歴 H4 稲積南1号線外3線(稲積139号線～道道下手稲 札幌線間)路盤新設工事	波打路面	凹凸路面排水困難		住宅密集地	幹線道路抜道	小学校近接	公園近接	その他				手稲区
30	917	星置4号線	4171	星置1条7丁目4 号線	64	星置2号線	300.00	8.00	○道路台帳 表層3cm、As処理5cm 下層路盤35cm,凍上抑制層32cm	凍上ひび割れ			住宅密集地				その他				手稲区
31	4071	新発寒5条2丁 目8号線	4035	新発寒5条2丁 目4号線	1093	稲積第6号線	230.00	8.00	○表層5cm,下層路盤40cm,凍上抑制層35cm	凍上ひび割れ	波打路面	凹凸路面排水困難	住宅密集地				その他				手稲区